

2020年4月22日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖 殿

株主提案取締役候補者一同

**積水ハウス株式会社 第69回定時株主総会における
「インターネットによる議決権行使」での著しく不公正な取扱いについて**

貴社は、明日2020年4月23日に株主総会の開催が予定されている積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）の証券代行機関となっています。私たちは、当該株主総会において株主提案を行っておりますが、貴社が運営する積水ハウスの株主総会に関する手続きサイト（<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>）での「インターネットによる議決権行使」においては、会社提案の議案に比して、株主提案の議案が著しく不公正な取扱いを受けていることを指摘します。

すなわち、「議決権行使書」では、会社提案の第1号から第7号議案までと、株主提案の第8号議案とが、平等に取り扱われ、これら全ての議案について、個別に賛否の意思表示をする形式になっています。

しかしながら、「インターネットによる議決権行使」では、このような個別意思表示のほか、下記のとおり、一括して（ワンクリックで）、会社提案の全議案に賛成（かつ株主提案の全議案に反対）する意思表示ができるようになっています。ところが、株主提案の全議案に賛成し、会社提案の全議案に反対する意思表示は、一括して（ワンクリックで）は、できない仕組みになっています。

（以下手続きサイトからの引用）

※下線は当方が付加した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● <u>会社提案の全ての議案を賛成</u>、<u>株主提案の全ての議案を反対</u>とされる場合● <u>会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否</u>を入力される場合 |
|---|

株主提案権に基づく議案の提案は、会社による議案の提案と同様に、会社法上認められた権利ですから、会社提案と株主提案にかかる議案は、当然、平等に取り扱われるべきです。にもかかわらず、会社提案に一括で賛成する議決権の行使方法を認める一方、株主提案にそれを認めないというやり方は、合理的な理由なく、会社提案を著しく有利に扱う一方、株主提案を不利に扱うものであって、不公正であることが明らかです。こうした取扱いは、「決議の方法」の「著しい不公正」として株主総会の決議取消事由に該当する疑いなしとしません。仮に、直ちに決議取消事由に該当しないとしても、日本を代表する信託銀行である貴社は、単に依頼者の指図に従っていればよいはずがなく、こうした法の趣旨及び社会の要請に従って行動すべき責任があると考えます。

特に、現在、新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」が出されており、「インターネットによる議決権行使」の重要性が一段と高まっております。

つきましては、貴社におかれては、こうした責任及び状況をご理解のうえ、直ちに、「インターネットによる議決権行使」において、会社提案と株主提案の議案を平等に取り扱うよう、お願い申し上げます。

なお、ご存知かと思いますが私たちは、現経営陣の不正取引を問題視しており、株主総会決議においても不正がなされるのではないかと、非常に懸念しております。貴社におかれては、行使された議決権の計算を含む今後の業務について、瑕疵なく公正に遂行されるよう、十分ご留意頂きたく、念のためお願い申し上げます。

以上

【株主提案の取締役候補者】

クリストファー・ダグラス・ブレイディ、パメラ・フェネル・ジェイコブズ、
岡田 康司、佐伯 照道、岩崎 二郎、齊藤 誠、加藤 ひとみ、勝呂 文康、
藤原 元彦、山田 浩司、和田 勇